ア 国は，ＪＡＤＡ等と連携し，国際的対応ができるドーピング検査員の育成をはじめ，必要な体制を整備することにより，ラグビーワールドカップ２０１９や２０２０年東京大会等の公平性・公正性の確保を図る。（P12 より再掲）
イ 国は，ＪＡＤＡ及びＪＳＣ等と連携し，ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みを構築することにより，ドーピング検査だけでは捕捉しきれないドーピングの防止を図る。
ウ 国は，ＪＡＤＡ等と連携し，アスリートやサポートスタッフ，医師や薬剤師等の幅広い層に対する教育研修活動及び学校における指導を推進することにより，ドーピングの防止を図る。
エ 国は，ＪＡＤＡ，大学・研究機関及び民間事業者等と連携し，最新の検査方法等の開発について研究活動を支援することにより，巧妙化・高度化するドーピングの検出やアスリートの負担軽減の実現を図る。
オ 国は，ＷＡＤＡ等と連携し，ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など，国際的なドーピング防止活動に貢献する。

第４章　施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

１　計画の広報活動の推進

第２期計画は，第２章で示したとおり，全ての人々がスポーツの力で輝き，活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」を目指しており，その実現のため，国は，第２期計画についてわかりやすく簡潔に伝えていくことが必要である。特に，第２章の基本方針に関し，①スポーツで「人生」が変わる，②スポーツで「社会」を変える，③スポーツで「世界」とつながる，④スポーツで「未来」を創るという４つの観点からなるスポーツの価値について，国民，スポーツ団体，民間事業者，地方公共団体等に普及啓発していくことが重要である。

このため，スポーツ団体や地方公共団体をはじめスポーツに携わる全ての人々が，第２期計画の理念を共有し，具体的内容を熟知できるよう，様々な機会を利活用して周知を継続していく。また，教育現場における理解を促進するとともに，ＳＮＳをはじめ多様なメディアを活用して国民に直接発信し，スポーツを通じて全ての人々が結びつき，実践につながるような広報活動を行う。

２　計画実施のための財源の確保と効率的・効果的な活用

スポーツ基本法第８条は，「政府は，スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上，財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない」と規定している。

スポーツ関連予算は，その大きな潜在力に見合う規模とは言えず，「一億総スポーツ社会」の実現に向け，２０２０年東京大会を含む第２期計画の５年間に更なる強化を図ることはスポーツに携わる者の総意である。併せて，予算の効率的・効果的な活用に努めるとともに，スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底することも重要である。

また，スポーツ振興投票制度について，新商品の開発等による売り上げの向上や業務運営の更なる適正化により収益の拡大に努め，スポーツ振興のための貴重な財源として有効に活用するとともに，スポーツに対する寄附や投資を一層活性化させることにより，多様な資金による持続可能なスポーツ環境を社会全体で創ることが求められる。

３　計画の進捗状況の定期的な検証

第２期計画においては，第１期計画と比べより多くの成果指標を設定するよう努めたが，中にはこれまでにない新たな取組であってデータの蓄積に乏しく，成果指標の設定が困難であったものも含まれている。

しかしながら，容易に達成が可能な成果指標を設定するよりも，未達成の（又はその可能性が高い）場合に，成果指標そのものの当否を含めその原因を客観的に検証し改善策を講じていくことの方が重要であり，第２期計画に記載された各施策の進捗状況について，スポーツ審議等において，適切なデータを基に定期的に検証を行うことにより，ＰＤＣＡサイクルを確立する。